

令和 6 年 度

第 3 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和6年度第3回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和7年2月28日 午後1時30分～

場 所：ユートピアくびき希望館 第3会議室

1 出席委員

＜農業委員＞

1 番 長井	2 番 綿貫	3 番 竹原
4 番 古川	5 番 橋本	6 番 竹山
7 番 滝沢	8 番 小山	9 番 吉村
10 番 五十嵐	11 番 笠原	13 番 新井
14 番 竹内	15 番 牧繪	16 番 清水
17 番 高波	18 番 田鹿	19 番 中嶋
20 番 篠宮	21 番 大島	22 番 飯塚
23 番 佐藤	24 番 松本	

＜農地利用最適化推進委員＞

高橋	倉石	高島	野島
片桐	高島	笠原	荻原
小林	白滝	横田	平野
松苗	和栗	高橋	小山
中川	米川	秋山	佐藤
小林	細谷	伊巻	上原
石野	常山	上原	福原
高橋	長野	穂苅	

2 欠席委員

＜農業委員＞

12 番 長瀬

＜農地利用最適化推進委員＞

井部	藤村	平野	清水
野村			

3 職務のため出席した事務局等職員

＜農業委員会事務局＞	事務局長	栗和田	副局長	金子
	次 長	秋山		
＜安塚区駐在室＞	主 任	岩崎		
＜浦川原区駐在室＞	主 任	春谷		

＜大 島 区 駐 在 室＞	主 任	朝 倉
＜牧 区 駐 在 室＞	主 任	樋 口
＜柿 崎 区 駐 在 室＞	主 任	上 田
＜大 湊 区 駐 在 室＞	班 長	吉 田
＜頸 城 区 駐 在 室＞	主 任	閨 間
＜吉 川 区 駐 在 室＞	班 長	久 保 埜
＜中 郷 区 駐 在 室＞	副主幹	丸 山
＜板 倉 区 駐 在 室＞	副主幹	宮 尾
＜清 里 区 駐 在 室＞	副主査	中 条
＜三 和 区 駐 在 室＞	班 長	橋 立
＜名 立 区 駐 在 室＞	班 長	高 橋
＜農水産部農政課＞	副課長	岩 澤
	主 任	加 藤

4 付議した案件

＜議 事＞

報告第1号 令和6年度部会等の実施報告（中間）について

報告第2号 農地所有適格法人の事業状況等の報告について

議案第1号 市長からの意見聴取に対する回答の承認について（地域計画）

議案第2号 上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

議案第3号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

議案第4号 令和7年度上越市農業委員会事業計画について

5 会 議

＜1 開会＞

【局 長】 ただ今から令和6年度第3回上越市農業委員会総会を 開催します。
本日はご多用中のところ、お集まりいただきありがとうございます。それでは、議案書の次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

＜2 会長あいさつ＞

【局 長】 2の会長挨拶です。
古川会長が挨拶します。

【会 長】 ≪あいさつ≫

【局 長】 ありがとうございました。

ここからは、会議規則により、会長が議長となり、会議を進めます。

＜3 資格審査＞

【議長】 それでは、議長を務めます。よろしくお願いします。

まず、3の資格審査です。

本日の出席状況は、

在任委員数 24名

出席委員数 23名で、

出席委員が過半数であり、会議規則第7条の規定により、総会が成立していることを報告します。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、
36名中31名の出席となっています。

＜4 議事録署名委員の指名＞

【議長】 次に、次第の4、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条の規定により、私から指名します。

議席番号 9番 吉村委員

議席番号 17番 高波委員

の両委員をお願いします。

＜5 憲章唱和＞

【議長】 次に、次第の5、次第の5、憲章唱和を行います。議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。それでは、議事録署名委員の吉村委員読み上げをお願いします。

＜6 議事＞

【議長】 次に、次第の6、議事に移ります。報告第1号「令和6年度部会等の実施報告（中間）について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【局長】 私から報告第1号令和6年度部会等の実施報告（中間）についてご説明します。今回、中間報告という形で報告いたします。これまで、1月から12月までの暦年で報告していましたが、行政は年度単位で動いておりますので、今後は年度単位で5月の総会で正式な報告をし、今回は中間報告とさせていただきます。2ページから各部会の報告になります。農地部会の総括表ですが、18条の解約が、10月以降非常に増えております。これは、この4月から農地中間管理事業に移行するということで、その前に今、現在の基盤強化法による契約を結びなおす方が結構いらっしやいまして、一旦、合意解約をされて、また基盤法の相対で結び直す

方もいらっしゃいました。3 条の状況で賃貸借が、5 件しかなかったという状況になりますが、来年度になると基盤強化法か 3 条のどちらかになりますので、変化があるかと思われます。4 ページ以降、第 1 農地部会、6 ページからは第 2 農地部会の内訳があります。8 ページ 農政部会は、今年度、参考賃借料の改定を 12 月の総会で決定いただきました。今回、令和 7 年から 9 年の 3 年間の参考賃借料について、10 アールあたり 1 万円ということで、周知をしているところです。また、農作業労賃及び農業機械の利用料金も、今回参考額を改定しました。物価高騰、経費も上がっている、最低賃金も上がっているという中で実態に合わせました。8 ページ、農業者との意見交換会は、今回の「担い手の確保・育成、経営対策」をテーマに 1 月 16 日に実施いたしました。この結果について、総会の最後に報告いたします。説明は以上です。

【議 長】 ただ今、事務局から説明があったとおり、暦年から年度報告とするため、今回は、資料による報告することでご了解願います。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。それでは、質問等がないようですので、報告第 1 号は以上とします。続いて、報告第 2 号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」事務局の説明を求めます。

【局 長】 農地所有適格法人は、法令により、毎年、事業年度終了後 3 か月以内に、農業委員会に事業状況を報告するように義務付けられています。この表は、令和 6 年 12 月 31 日現在の報告結果について記載したものです。農地所有適格法人は市内に 166 法人あり、農地所有適格法人の要件を確認したところ、4 法人が休業中のため事業要件や役員要件を満たしていないことが判明しました。4 法人とも、所有する農地の処分が終わり次第、解散する予定となっています。説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明について、意見、質問をお願いします。

【議 長】 質問等ないので、報告第 2 号は以上とします。

【議 長】 次に、次第の 6、議事に移ります。議案第 1 号「市長からの意見聴取に対する回答の承認について(地域計画)」を上程します。事務局の説明を求めます。

【局 長】 議案第 1 号についてご説明いたします。議案書は 13 ページをご覧ください。これまで皆様からご尽力いただき、地域計画を作成してまいりました。今回、正式に市内 25 地区の計画が策定され公告される形にな

ります。その計画に対して、市長名で農業委員会に意見聴取の依頼があり、1月の各農地部会で説明した通り、地域計画を審査いただきます。進め方につきまして、まずこの後、地域計画を所管いたします市の農政課が全体の説明をしてから、第2、第3会議室を利用して地区会議に分かれ、それぞれの目標、地図等も見ながら内容の確認をお願いします。各区の駐在室が一緒に入りますので、地図を見ながら内容を確認いただきます。その後、全体で採決をさせていただきます。審議の進め方についてご説明しました。説明は以上です。

【議長】 議案第1号に関し、提案のとおり審議をすすめます。最初に、農政課担当から地域計画の概要について説明願います。

【岩澤副課長】 農政課の岩澤です。よろしくお願いします。地域計画の策定にあたり皆様からご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、推進チームとして活動いただいた皆様には、地域懇談会にご参加いただきまして、それぞれのお立場からご意見を頂戴いたしました。大変有意義な場となったこと、改めてお礼申し上げます。この度、市内25地区で地域計画の案を作成しましたことから、関係者へ意見聴取をするということで、農業委員会にお諮りするものです。今回の意見聴取を終えた後に、3月に縦覧を行い4月1日に公告し、正式に策定する運びになります。会長からもお話がありましたが、地域計画は策定して終わりというものではありませんので、随時見直しを行っていくものです。その見直しの際にまた皆様からご協力をいただきたく、よろしくお願いします。それでは担当が説明いたします。

【加藤主任】 農政課の地域計画担当の加藤と申します。共通事項について説明いたします。まず、参考様式第5の1号ですが、これまで皆様と一緒に地域に入って地域懇談会でどのような議論が行われたのか、公表する資料になります。来週から市のホームページで公表する予定です。その前に皆様にご確認いただきたい次第です。全体的な共通事項ですが、新道区を例にしておりますが、協議の結果を取りまとめた地域懇談会の日が記載されています。地域における農業の将来のあり方、現状及び課題、以下、地域懇談会で行われた議論が記載されています。中段に農業上の利用が行われる農用地等の区域でございます。区内の農用地等の面積です。市内で統一し、全て地域計画の区域面積を農振農用地、いわゆる青地面積で統一しています。地域計画の区域内にある農地の転用などがハードルが高くなることもありますので、青地面積を対象とするということで25計画統一しております。農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的か

つ総合的な利用を図るために必要な事項として、地域懇談会でご議論いただいた内容が入っています。これが地域懇談会、いわゆる協議の場の公表資料になります。次に、参考様式第5の2号、こちらが地域計画の本体になります。地域計画の区域の状況として、区域内の農業面積、こちらにも農振農用地、青地面積を記載しています。この区域面積の内訳で、区域内において、規模縮小の意向のある農地面積の合計とありますが、皆様からの意向調査の結果で、規模縮小と回答した農業者の方の全体面積を記載しています。中には一部の農地だけ手放すという方もいるため、筆単位での特定が難しく、規模縮小と回答した方の面積全体を合計した数字としています。課題については、地域懇談会でお話いただいた内容が記載されています。次に、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の中の現状の集積率ですが、今回の地域計画で、地域内の農業を担う者の現状の面積として、農地台帳から拾った耕作面積を分子にし、地区内の青地面積を分母にした数字を現状の集積率として記載しています。将来の目標とする集積率は県の基本方針で、市の目標値が90%なので、統一して90%としています。また、区域内の関係者が目標達成するために取るべき措置として、地域懇談会でお話いただいた内容が記載されています。次に地域内の農業を担う者の一覧については、目標地図に位置づける者の一覧になっております。現状の経営面積は農地台帳から面積を積み上げており、公開する際には実名を出さずにアルファベットで表記します。

- 【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。それでは、質問等がないようですので地区会議毎に分かれ、担当地区の地域計画について審議いただきます。

各地域会議単位で地域計画を審議

- 【議長】 議案第1号の審議をすすめます。まず、地区会議毎の審議の結果について、事務局から報告願います。

- 【局長】 それぞれ地域計画につきまして、各地区会議単位でご審議いただきました。25計画すべてについて、審議の結果、全て適当との回答となりました。

- 【議長】 ただ今の報告について、意見や質問がありましたらお願いします。それでは、質問等がないようですので、採決します。議案第1号「市長からの意見聴取に対する回答の承認について(地域計画)」を提案のとおり

決定することに異議ありませんか。

【一 同】 （異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

【議長】 次に、議案第2号「上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【局長】 議案第2号、上越農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてご説明します。総会資料は15ページをご覧ください。通常この指針は委員の任期に合わせて3年に1度改定しているものですが、今回の審議した地域計画が策定され、農地利用の趣旨に大きく影響するものですので、指針の見直しを行い、地域計画に関する部分の変更や一部面積等を改めるものです。16ページをご覧ください。指針の内容になります。平成30年2月に策定以来3年に1度改定していますが、今回改定を提案させていただきます。修正部分は下線を引いた部分になります。16ページではこれまで地域計画の策定に取り組んでいくという表記になっていましたが、今回、地域の実情に応じて策定された市内25地区の地域計画に基づき、農地中間管理事業の活用を促し、農地を流動化させていく地域計画に基づき、改めさせていただきたいと思います。加えてこれで3年に1度の改定を原則としていますが、今回は2年での改定となりますので、その点を一部追加しました。17ページをご覧ください。有休農地の解消目標です。今回改定に合わせて令和5年の現状を記載しました。農地面積は農林統計の耕地面積が公表されていますが、令和5年の、耕地面積が16,600ha、遊休農地つきとしては、現在上越市にはありません。これまで、令和4年では1.4ヘクタールあったのですが、現在市内に、遊休農地の捉え方によりますが、農業委員会が把握している遊休農地は少ないという現状です。18ページをごらんください。担い手への集積の目標面積になります。こちらでも直近の令和5年の耕地面積に合わせて、集積した面積に基づく集積率は75.4%となり、現在市が公表している令和5年末現在の集積率の数値になります。それから担い手への農地利用の集積集約に向けた具体的な推進方向は、今回、地域計画が策定されたので、それに合わせて地域計画の実現を支援ということで書かせていただきます。これまでは地域計画の作成を進めるというような指針でしたが、その実現に向けて、農業委員会として関係機関、団体と協力して実現を支援していくという表記に、改めさせていた

できます。19 ページの右上になりますが、地域計画に基づいて。基盤強化法の改正により、農業委員会が今後中間管理事業の活用を積極的に促すことが、法第 21 条に謳われているので、それに合わせて地域計画に基づく表現にします。19 ページの下の方。新規参入の数字については、直近の令和 5 年度の新規参入者数 29 人に改めます。20 ページになりますが、これまで地域計画の目標を達成するというような記載でしたが、地域計画の実現に向けて農業委員会として担う役割を明記し、基本的に指針に書いてある内容の通りですが、今後は策定から、実行、実現という形になりますので、実現に向けた農業委員会としてこのように取り組んでいくという内容を明記するよう改定したいと考えています。説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします。

【五十嵐委員】 管内の農地面積について、令和 5 年度 1 万 6600 ヘクタール、目標の 8 年度 12 年度が 1 万 6700 ヘクタール、100 ヘクタール増えているのですがこれはどうしてですか。

【局長】 管内の農地面積については、国の農林統計において市町村の耕地面積を出しているんですが、これが変動するということです。それで、令和 8 年、12 年の目標については、16 ページに書いてありますが、この指針は上越市の食料・農業・農村基本計画の目標年度である令和 12 年の農地面積が 1 万 6700 ヘクタールであることから、その数字を使用しています。ただ耕地面積が最近減ってきてるという状況です。令和 3 年は 1 万 6900 ヘクタール、1 万 6700 ヘクタールで推移し、令和 5 年の国の公表値が 1 万 6600 ヘクタールが上越市の耕地面積として公表されています。少し項ずれが生じますが、目標値は市の食料・農業・農村基本計画の通り記載しており、ご理解いただきたいとおもいます。

【議長】 それでは、質問等がないようですので、採決します。議案第 2 号「上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【一同】 （異議なしの声）

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

【議長】 次に、議案第 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」

を上程します。事務局の説明を求めます。

【副 局 長】 議案第 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」について説明します。21 頁から 24 頁をご覧ください。先ほどの議案第 2 号の「最適化指針」に基づき、国の通知で毎年度の策定を求められているものです。22 頁は農地面積や農家数、農業委員会の委員数等をまとめたもので、農林業センサスの数値です。23 頁以降は、最適化活動の目標となります。上から (1) 農地集積は、一番上の表で現在の集積面積は 12,114ha、率で 73.0%となります。農政課と協力し、集積の対象となる農家・法人を整理したことと、データ集計時点で、4 月の基盤法相対廃止対策のために解約中の農地が少なくなく、昨年現状 12,364ha に比べ減っています。②目標は、最適化指針で、農地の集積率を県の目標と同様に令和 12 年度に 90%にする目標とし、それに向け今年度の新規面積を 471ha としています。なお、これにより来年度の 6 月に委員の担当地域ごとの集積面積を提示する予定としています。次に (2) の遊休農地の解消は、現在把握している遊休農地はないため、これを維持するという目標にしています。次の頁の (3) 新規参入の促進ですが、令和 6 年度新規参入実績は 4 経営体、1.2 ヘクタールとなっています。次の 2 最適化活動の活動目標です。(1) の推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、令和 7 年度、一月当たり 10 日とします。日数は活動記録簿が元になりますので、活動を必ず記録することをお願いします。また、活動日数は最適化活動が対象です。農地部会の出席だけでは最適化活動になりませんが、地区会議で、委員同士で地区内の農地の集積状況等を協議すれば、最適化活動です。加えて、田の見回りの時ほかの方と農地について話した場合も最適化活動です。国からの最適化交付金がこの実績で大きく増減します。あくまで活動記録簿に記録があったものが対象ですので、ご協力いただきたくお願いします。次に (2) 活動強化月間の設定目標です。今年度はあらたに地域計画をブラッシュアップするため年 1 回行われる予定の担当区域内で行われる地域協議への出席をあげました。その下の (3) は新規参入相談会への参加目標です。新潟県等が主催する新規就農希望者を対象とした就農相談会への参加回数を 1 回とします。説明は以上です。

【議 長】 特にお願いしたいのは、最適化活動を行う日数が今まで 7 日でしたが、3 日増えたことになりましたが、7 日でも大変でどうかとの話も出るかもしれませんが、結果を見ても結構アンバランスがあります。やってる人はもう何日もやってます。そういうことで是非お願いをしたいなと思います。それではご意見ご質問があったらお願いします。

【議長】 それでは、質問等がないようですので、採決します。議案第3号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【一同】 （異議なしの声）

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

【議長】 次に、議案第4号「令和7年度上越市農業委員会事業計画（案）について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【局長】 資料は26ページをご覧ください。去年は事業計画ではなく事務方針とのタイトルでしたが、県農業会議や他市町村は、事業計画というタイトルが多いこともあり、今回7年度の事業計画という形で提案をしたいと思っています。26ページ農業農村を取り巻く情勢と課題について、担い手の減少、高齢化、構造的な課題が続いている中で、昨今の気候変動と世界の情勢不安など、様々な状況で肥料、生資材等が高騰し非常に厳しい状況にあります。国でも食料安全保障の強化確立といった中で、法の改正等もしながら、農政が大きく動いてる状況にあるということです。今も申し上げた基本法の改定を踏まえて、今年度中に国では食料・農業・農村基本計画を策定し、来年からの初動5年間、転換を集中的に押し進めるとしています。いろいろな政策が打たれるのと思いますが、我々農業委員会としても、動きを注視し活動していくことが重要だと思っています。農業生産構造については全国的な問題ですが、人口減少、高齢化が進行してます。やはり担い手が不足する中にあって、当市は特に集落型の農業法人をかなり設置してきましたが、近年になりまして解散し始めている状況もございます。やはり今後持続的に農業していくためには、後継者の育成、法人においては、円滑な事業継承が急務で、課題として捉えてるところです。この状況の中で先ほど、審議いただきました地域計画が策定されますので、先ほどの指針と同様に令和7年度の事業計画の中にも、やはりこの地域計画に基づき、中間管理事業を活用して、担い手に農地を集積、集約化していくことがまず考えられます。こうした、状況を踏まえ、7年度の農業委員会は、地域計画の実現に向けて、しっかりと取り組む、指針に基づく活動を中心に農業委員、推進委員と連携する中で、行動する農業委員会として、以下の事業に取り組むということで記載をしました。具体的な事業計画は、1つ目が目標などの策定及び点検評価でございます。これにつきましては、例年通りの

事業内容となっております。先ほど説明しました通り、活動目標も 10 日で来年度設定をしましたが、市のホームページ等で結果等について公表いたします。27 ページの (2) をご覧ください。この項目につきましては、(3) 農地対策の中に含んでおりましたが、先ほど最適化の指針も改定した通り今後地域計画をしっかりと実行、実現してくところが求められますので、新たに項目を起し、今回事業計画に載せたいと思っています。ここが農業委員会に求められる活動として 1 番大きい部分とおもっています。地域計画の実現に寄与しますので、最適化活動をしっかり地域で行っていくということを、謳わせていただきます。イについては、離農意向あるなしを意向調査等で把握していますが、今回策定地域計画に基づき、繰り返しになりますが、中間管理事業を活用して農地の集積を図るということを、ここで明記したいと思います。ウは、関係機関団体との連携です。エは 7 年度から地域計画が動き出しますので、研修会等も時期を捉えて農地部会や総会、全体会の機会を捉えて研修会を実施します。(3) 農地対策につきましては、今まで通りの活動になります。イではタブレット等も活用しながら、農地パトロールを行います。(4) の農政対策につきましても今まで通り、農業者の意見交換の実施や農業委員会たよりの発行等をします。また、新規就農のサポートチームへの参画でフォローアップに推進委員からも協力いただいていますので、引き続き支援してまいります。また、年金の加入促進といったところも活動に入れています。(5) その他の対策ですが、例年通りの事業計画になってます。令和 8 年 4 月に委員の改選がありますので、令和 7 年度につきましては、皆様の活動を検証する中で、女性委員の拡充を図っていく必要があります。県からも、先日の研修会でも県の目標として 30%の女性委員という目標もあります。女性の拡充も考えながら、改選に向けて準備と今年度令和 7 年度進めてくということで考えています。29 ページ日程がございます、総会は記載の通り開催予定です。会議大会等で決まってる物には日程を入れています。特に 11 月の新潟県農業委員会大会、11 月 5 日に決まっています。是非ご参加いただきたいと思います。その他の事業としては、6 月から 8 月の間での農地パトロール、7 月と 11 月に農業委員会たよりを発行をいたします。あと推進委員の改選にかかる協議等も必要になりますので、よろしくお願いします。7 年度の事業計画については以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問がありましたらお願いします

【長井委員】 今ほどの事業計画の中でタブレット端末を有効利用すると書いてありますが、これはいつ頃の予定になるのでしょうか？

【副 局 長】 タブレット端末については、機能が良くなく職員も一生懸命使っている状況です。できるだけ皆様にもご利用いただきたいのですが、皆さんに配布するだけ予算も確保できていない状況です。この為、皆さんに配布する形でなく、現行の機械を利用し、農地パトロールしていただくことを想定しております。以上です。

【委 員】 今年度の事業計画の説明がありましたが、地域計画が3月に公表されますが、農業委員会の動きも大事か知りませんが、1番、皆さんが身近に感じるのがJAの営農です。地域の雰囲気、地域の流れ、それ地域ごとに営業しても色々集まって来て、話題として出てくる。そういったところの意見というのを参考にしていく必要もあるんじゃないかなと思います。

【局 長】 これまでも地域計画における地域の話し合いの際にもJAの地区営農指導員からも一緒に入ってもらいました。また、計画を作るにあたり、中間管理事業の活用も橋渡しと言いますか、相談役にJAの営農指導員が地域と密着していますので、先日農政課と一緒に行ってお願いもしてきました。地域計画の見直しのため話し合いを年1回はやっていく予定もあります。そこにもJAの担当に声がけをして一緒に入ってもいい、日々の活動の中で、情報交換する中で、農地の流動化といった内容も部会等の機会委員の皆様に紹介できればと思います。

【五十嵐委員】 根本的な疑問ですが、地域計画に基づいて農地中間管理機構をうまく使っていくということが頻繁に出てきますが、今の実態でいくと、農地中間管理機構というのは、相対でみんな決めて、それを承認するのが現状だと思います。それをどういう風に改善していくのか。例えばそうではなく、じゃあこれはじゃあ誰だよ。貸しなさいよ。とか。機構が市に直接来るのであればそういうことはできると思うんですが。どういう風に生かしていくつもりなのか。

【局 長】 本来、中間管理事業は、地主の方が誰に貸すかは、相対でなくとも、本来機構が受けて、農地を集約して、できるだけ同じ、近くの圃場については、同じ耕作者の方に貸付というのが基本ですが、今の中間管理事業は、相手が決まっていなくて受け付けないという、それは4月以降も基本変わりありません。マッチングが整った段階で申請を上げてくると流れについては変わっていないのが実情です。それですと、集約がかからないという形になります。この為、今板倉区で総合事務所が窓口になって、

相対で決める前に1度話を受けて、ほ場が近い耕作者に貸すような、話し合いをした上で、地主と協議をして、利用権設定するような取り組みも少しずつ始めてきております。ただ、地主さんがいる話ですので、自分の土地をこの耕作者に貸していいですよ、分かりました。言ってくればいいんですが、やはりやっぱその人に貸したくないとかするとやっぱ意向もあったり、賃借料が高い人に貸したい意向も地主にありますので、それで調整が今後の課題だろうと思っています。またそういった状況も皆さんにお知らせしながらやっていきたいと思いますが、当面の間、今年の4月からの中間管理事業になります、今まで通り相手が決まっている契約でしかない、そのところは変わらないというのをご承知いただきたいと思います。

【議長】 それでは、他に質問等がないようですので、採決します。議案第4号 令和7年度上越市農業委員会事業計画についてを原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【一同】 （異議なしの声）

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

<7 その他>

【議長】 続いて、7のその他に移ります。
事務局から何かありますか。

【金子副局長】 ・令和7年度 上越市一般会計予算要求（農業委員会関連）の概要
・令和7年版 上越市賃借料情報
・令和7年度 定例農地部会年間予定表
について説明

【議長】 皆さんから何かありますか。

【議長】 それでは、（他に）ないようですので、以上で総会を終了します。
閉会の挨拶をします。

<8 閉会>

【会長】 （閉会の挨拶）